

高額療養費の「申請手続の簡素化」のご案内について

令和2年11月より70歳以上の被保険者のみで構成される世帯について、高額療養費支給申請の手続きを簡素化しておりましたが、令和4年10月より全世帯の簡素化を実施することとなりましたので、お知らせします。

高額療養費の「申請手続の簡素化」って？ メリットは？

今までは診療月ごとに国保年金課窓口にて高額療養費支給申請書を提出する必要がありましたが、手続の簡素化（以下、簡素化という。）の申出書を提出することにより、高額療養費（外来年間合算（一般区分）を含む）の支給申請が不要となります（省略できます。）

※市からの「高額療養費支給申請に関するお知らせ」の送付もなくなります。

簡素化を行うと高額療養費の支給はどうなるの？

簡素化を申出した後に、高額療養費に該当した場合は、高額療養費の支給が自動的に決定され、指定先の口座に振込がされます。

なお、振込前には郵送で「高額療養費支給決定通知書」を送付いたしますので、入金額及び入金日の確認も可能です。

※申請より前に発生した高額療養費については、申請書の提出が必要になります。

簡素化を行うためにはどうすればいいの？

送付した「国民健康保険高額療養費支給申請書」とともに「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書(簡素化対象世帯用)（以下、簡素化申出書という。）」を国保年金課窓口へ提出してください。

※申出書の提出には被保険者証、ご印鑑、口座番号（同世帯の方に限る）がわかるものが必要です。

簡素化の対象世帯って？

- ・国民健康保険税の滞納がない世帯であること

※要件を満たさなくなった場合は、簡素化が自動的に解除となります。（裏面参照）

裏面につづく

簡素化が解除になる場合って？

次のような場合は、簡素化が自動的に解除となり、高額療養費の支給申請（お知らせ）を送付いたしますので、国保年金課窓口にて申請をしてください。

- 国民健康保険税を滞納した場合
- 世帯主が変更又は死亡した場合
- 国民健康保険被保険者証の記号番号が変更になった場合
- 指定した振込先金融機関口座に振り込みが出来なくなった場合

※自動解除後、簡素化要件に該当した場合で、再度、簡素化を希望される世帯については、簡素化申出書の再提出が必要となります。

※簡素化の解除をご希望される場合は、申出書（停止）の提出が必要です。

その他注意事項

○振込先口座は、1世帯につき、1口座のみ設定が可能です。

※高額療養費の対象となった被保険者に応じて振込口座の分割及び月ごとの変更はできません。

○振込先口座を変更される場合は、申出書（振込口座変更）の提出が必要です。

○市において年間の全ての外来診療に係る診療額を把握している場合は、高額療養費の外来年間合算（一般区分で該当した方のみ）の申請も不要となります。

○第三者行為（交通事故等）又は業務上の事故による傷病により診療を受けた場合は、国保年金課までご連絡をお願いします。

※令和4年9月以前に送付している高額療養費の申請案内（お知らせ）については、簡素化の対象とはなりません。申請後に新たに発生する高額療養費のみが簡素化の対象となるため、従来どおり国保年金課窓口へ申請してください。

※75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度において、高額療養費支給申請書の提出が必要です。（自動移行はされません。）

● 問合せ

吉川市国保年金課国民健康保険給付係

TEL：048-982-5116